

会計基準等開発動向

2018年4月5日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■最終公表済み

項目	内容	ステータス
マイナス金利に関連する会計上の論点への対応	マイナス金利に関連する会計上の論点のうち退職給付債務の計算における割引率について、会計上の取扱いを明確化することを目的として検討が行われている。 平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度の取扱いに関しては、平成29年3月29日に、実務対応報告第34号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」が公表された。	平成30年3月13日に、実務対応報告第37号「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い」として最終公表された。
仮想通貨に係る会計上の取扱いについて	仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査制度の円滑な運営の観点及び会計処理が明確にされない場合には多様な会計実務が形成される可能性がある点を踏まえ、仮想通貨交換業者及び仮想通貨の利用者における仮想通貨に係る会計上の取扱いを検討が行われている。	平成30年3月14日に、実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」として最終公表された。
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等	平成26年5月に国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）から「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606）が公表されたことを踏まえ、日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとする等の観点から、収益認識に関する包括的な会計基準の開発について検討が行われている。	平成30年3月30日に、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」として最終公表された。

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
該当なし		

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
収益認識に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、平成30年3月30日に、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」が公表された。	企業会計基準第29号が適用される時（平成33年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首）まで（準備期間を含む。）に、収益に関する表示科目や注記事項の定めについて検討することが予定されている。
公正価値測定に関するガイダンス及び開示	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、金融商品の公正価値測定に関するガイダンス及び開示について、IFRS第13号「公正価値測定」を踏まえた検討が行われている。	平成30年3月に、金融商品の公正価値測定について会計基準の開発に着手している。なお、金融商品以外の公正価値測定に関するガイダンス及び開示については、基本的に会計基準の開発に着手しないが、トレーディング目的で保有する棚卸資産等の検討を別途行う予定であるとされている。現時点において、開発の目標時期は特に定められていない。
一括取得型による自社株式取得取引に係る会計処理に関する指針	米国で実施されている一括取得型による自社株式取得取引（ASR：Accelerated Share Repurchase）について、我が国企業が実施した場合の会計処理に関する指針を開発することを目的として検討が行われている。本テーマについては、基準諮問会議からの提言に基づき、日本証券業協会の参考人から示された我が国における取引スキームについて検討が行われている。	第22回基準諮問会議（平成26年11月19日開催）において、新規テーマとしてASBJに提言が決定され、第302回企業会計基準委員会（平成26年12月18日開催）において、ASBJの新規テーマとして取り上げることが承認された。 平成27年1月より検討が開始されており、公開草案の公表に向けて検討が行われているが、現時点において、公開草案の公表の目標時期は定められていない。

実務対応報告第18号の見直し	実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」について、在外子会社が国際財務報告基準（IFRS）に準拠している場合、資本性金融商品に関するノンリサイクリング処理について親会社の連結財務諸表を作成するうえで修正を要するとすべきか等について、修正項目の見直しの検討が行われている。	第25回基準諮問会議（平成27年11月12日開催）において新規テーマとして提案。親会社が日本基準、国内子会社がIFRSを適用している場合、親会社の連結財務諸表作成において実務対応報告第18号を適用できるように実務対応報告を修正すべきかについて検討が行われ、平成29年3月29日に実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」及び実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の改正が公表された。 なお、修正項目の見直しの検討に関しては、IFRS第9号「金融商品」における、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動に関するノンリサイクリング処理を中心に検討が行われている。平成30年4月に公開草案を公表することを目標とするとされている。
「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の取扱い	企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の一部が返還される場合の取扱いを検討が行われている。	第19回基準諮問会議（平成25年11月20日開催）において、ASBJの新規テーマとして提言された。 平成29年10月より検討が開始されているが、現時点において、開発の目標時期は特に定められていない。
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ検討が行われている。	第26回基準諮問会議（平成28年3月4日開催）において新規テーマとして提案。 第27回基準諮問会議（平成28年7月4日開催）において、ASBJの新規テーマとして提言することとされ、第341回企業会計基準委員会（平成28年7月25日開催）においてASBJの新規テーマとして取り上げることが承認された。 平成29年10月より検討が開始されているが、現時点において、開発の目標時期は特に定められていない。

■ 審議が開始されていないもの

項目	内容	ステータス
該当なし		

■基準諮問会議でテーマアップの可否を審議中

項目	内容	ステータス
「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実	我が国の会計基準とIFRSにおいて注記情報の開示が要求される項目を比較すると、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として、日本基準においても開示を求めべきと考えられる項目がある。 特に、IAS第1号「財務諸表の表示」において開示が求められている「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」については、財務諸表利用者が、企業の財務諸表の作成の前提を理解し、重要な不確実性（リスク）を把握する上で有用であり、投資家と企業との対話を促進する基礎となる情報であると考えられる。このため、我が国の会計基準においても、こうした情報を注記情報として開示を求めめることを検討すべきであることから提案されたものである。なお、上記の注記情報の検討においては、我が国の財務諸表の「重要な会計方針の注記」についても、企業の実態に即した、より具体的な記載を求めるとも合わせて検討されるべきとされている。	第26回基準諮問会議（平成28年3月4日開催）において新規テーマとして提案。 第32回基準諮問会議（平成30年3月8日開催）において、ASBJのディスクロージャー専門委員会に、開示全体の動向を踏まえ、当該開示を行う場合の具体的な範囲や有用性について検討することを依頼し、その検討結果の報告を受けた後、あらためて基準諮問会議で新規テーマとして提言するか審議したい旨の発言がなされている。
会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」における当座貸越契約及び貸出コミットメントに関する規定の改正	金融庁は、平成27年3月31日付で追加した自己資本比率規制に関するQ&A第78条-Q4において、一定の条件を満たした任意の時期に無条件で取消可能なコミットメント又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消可能なコミットメントは、オフ・バランス取引として与信相当額として認識する必要がないことを明確化している。 その結果、自己資本比率等計算上のコミットメントの扱いと会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」における当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントの当該範囲に差異が発生しているため、「金融商品会計に関する実務指針」の一部改正を求めるものである。	第25回基準諮問会議（平成27年11月12日開催）において新規テーマとして提案。 現在実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼中。 第32回基準諮問会議（平成30年3月8日開催）において、国際的な規制（バーゼルIII）が確定したので、今後、実務対応専門委員会で新規テーマの評価が行われる予定である旨の説明がなされている。
「事業分離等に関する会計基準」と「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の記載内容の相違について	「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の内容と、同条文中で参照している「事業分離等に関する会計基準」の内容について、表面上の記載が相違していると見えるため、明瞭性の観点からも適用指針の文言を修正した方が良いと考えられるとして提案されたものである。	第29回基準諮問会議（平成29年3月14日開催）において新規テーマとして提案。 今後の「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の改正時に対応を図ることをASBJに依頼することを提案することとされた。
企業結合会計：暫定的な会計処理の確定時における比較年度の財務諸表に関する取扱い（「企業結合に関する会計基準」注6、第104-2項）	「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）（注6）では、企業結合に関する暫定的な会計処理が翌年度に確定した場合、比較年度の財務諸表を遡及修正する必要があるとされている。 当該遡及修正に関する取扱いは特に大量の貸出金がある銀行業界では実務上の負荷が高く、結果として、買収案件の時期の柔軟性が妨げられるなど、企業経営を阻害する一要因にもなり得ている。この点、米国会計基準では、2015年に不要な複雑性を削減する観点から、比較年度への遡及修正の要求を廃止している。このように、平成25年（2013年）に企業結合会計基準が改訂されて以降、内外の環境が変化している。 このため、日本基準においても、財務諸表利用者にとって必要な情報が提供されることを確保しつつ、不要な複雑性を削減する観点から、比較財務諸表への遡及修正を廃止する方向で、当該取扱いについて見直しを行うことが提案されているものである。	第32回基準諮問会議（平成30年3月8日開催）において新規テーマとして提案。実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼することとされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	IFRS第9号「金融商品」のうち、金融資産及び金融負債の分類及び測定、金融資産の減損会計及び一般ヘッジ会計について、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行うこととされている。	平成30年1月より検討が開始されており、基準開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に関する意見募集を行うこととされている。当該意見募集文書は、平成30年上期中（6月まで）に公表することを目標とするとされている。
リースに関する会計基準	IFRS第16号「リース」について、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行うこととされている。	今後、検討を開始することが予定されている。

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
適用後レビューの計画策定	ASBJが開発する会計基準の適正手続（デュー・プロセス）は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。	「開示に関する適用後レビューの実施計画」が作成され、平成29年12月26日に適正手続監督委員会に報告されている。現在、「開示に関する適用後レビューの実施計画」に基づき適用後レビューの作業が実施されている。目標時期は時に定められてない。

【日本公認会計士協会 JICPA】

項目	内容	ステータス
該当なし		

【金融庁】

項目	内容	ステータス
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令等	企業会計基準委員会（ASBJ）において、企業会計基準公開草案第60号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（案）」等が公表（コメント募集期間：平成29年6月6日～8月7日）されたことを受け、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等について所要の改正を行うもの。 ASBJにおいて、上記の公開草案の結果を踏まえ公表される企業会計基準「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用日と合わせ、同日から施行する予定とされている。	平成30年3月23日に公布・施行された。

【法務省】

項目	内容	ステータス
会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令	平成28年4月18日の「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告－建設的な対話の促進に向けて－」の公表、平成29年6月6日の企業会計基準公開草案第60号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)」の公表を受け、所定の場合において、公開会社が、事業年度の末日に代えて、株式会社が定時株主総会における議決権を行使することができる者について定めた一定の日において株式の保有割合が上位10名の株主に関する事項を事業報告の内容に含めることを許容するため、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）の改正を行うとともに、繰延税金資産については投資その他の資産として、繰延税金負債については固定負債として区分して表示することとするため、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の改正を行うもの。	平成30年3月26日に公布・施行された。

以 上

デロイト トーマツ メールマガジンのご案内（無料）

www.deloitte.com/jp/mm

デロイト トーマツ グループでは、専門性と総合力を活かしたナレッジや最新情報を、「デロイト トーマツ メールマガジン」として無料で皆さまにお届けしています。

コンテンツは、デロイト トーマツ グループが提供する、会計監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーなどのサービスに関連する内容と、コンシューマービジネス、ライフサイエンス、情報・メディア・通信などのインダストリーに関連する内容を中心とした、最新動向や最新のナレッジ、セミナー情報などです。ぜひご購読ください。

■総合メールマガジン

〈サービス別〉

- 会計・監査メールマガジン
- IFRSメールマガジン
- ヒューマン キャピタル ニュースレター Initiative
- リスクインテリジェンス メールマガジン
- ストラテジー ニュース
- ファイナンシャルアドバイザー メールマガジン
- チャイナ ニュース

〈インダストリー別〉

- コンシューマービジネス メールマガジン
- ライフサイエンス ニュースレター
- ヘルスケア メールマガジン
- テクノロジー・メディア・テレコム メールマガジン
- Discover -

お申し込みはこちらから



www.deloitte.com/jp/mm

お問い合わせ先

デロイト トーマツ メールマガジン事務局 info_mailmagazine_jp@tohmatsums.co.jp